

2024年3月27日
岡大職組申第190号

国立大学法人岡山大学
学長 那須保友 殿

岡山大学職員組合
執行委員長 高岡敦史

非常勤講師担当授業の追試における代替措置選択時の 問題作成採点業務への手当支給に関する要求書

日頃より岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。

昨年11月30日に行われた団体交渉では、非常勤講師が担当する授業の追試業務に対し賃金が支払われるのは当然であることを確認し、団体交渉後の2023年度3学期に行われた非常勤講師による追試業務では、実際に賃金が支払われたことが確認されました。

その追試において非常勤講師は、試験の実施方法を次の3つから選択することができました。

1. 授業担当教員が試験を実施する。
2. 他の専任教員に試験実施を依頼し、他の専任教員が試験を実施する。
3. 試験の代わりにレポートを課す。

これらの選択肢の中で2や3を選択した場合は、非常勤講師が追試業務で大学に出勤する必要がないため、非常勤講師に賃金は支払われません。しかし、いずれの対応を選択した場合においても追試やレポートの問題作成と採点については、非常勤講師が担当するものとなっています。

特に期末試験の受験延期についての回答票には、選択肢2の注意書きとして「※問題を提供してください」という一文があり、これは明らかな業務命令です。時間給の教職員に対し、お金を払わずに「~してください」と言うことはできません。追試やレポートの問題作成と採点についての業務は、通常の授業や期末試験に必要な業務とは別に追加で発生した業務であり、当然それに対する賃金は非常勤講師に支払われるべきであると考えます。一方で、非常勤講師の賃金は時給で支払われているため、通常の授業や試験業務と異なり、拘束時間の分からない問題の作成と採点に対する賃金を時給換算で決定し支払うことは困難であるものと思われます。

そこで、追試において他の専任教員に試験実施を依頼したり、試験の代わりにレポートを課したりしたときは、それに伴う問題作成と採点について、相当と考えられる手当を設定し、非常勤講師に対して支給することを要求します。

この要求に対し、4月17日までに文書にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

以上